

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十四年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の日</p>
<p>特定非営利活動法人広島青年ボランティア協会</p>	<p>藤島 健司</p>	<p>広島県広島市中区幟町二―一九―二〇三</p>	<p>この法人は、薬物や暴力などの犯罪、DV、家庭内暴力、いじめ、家出など社会問題を引き起こした青少年に対し、問題解決に向けた相談や人権擁護、就労支援等の事業を行うとともに、こうした青少年が社会的弱者という境遇に陥ることを防ぐため、同様の問題を抱える青少年や家族など関係者同士が相互に支えあう場や、地域活動などを通じて地域社会に溶け込める機会を提供する交流事業を行う。このような事業を行うことにより、彼ら青少年の社会復帰と生活の立て直し、青少年全般の健全育成を支援するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>事務所所在地の変更</p>	<p>平成二十四年六月二十七日</p>
<p>特定非営利活動法人コムニティス研究所</p>	<p>安川 悦子</p>	<p>広島県福山市木之庄町四丁目三番一四号</p>	<p>この法人は、福山市民に対して、高齢者が自立した生活を持続できるような地域コミュニティの実現のために、ヒトやモノなどの地域資源の活用やその方法の提示、情報提供などの</p>	<p>・事業の追加 ・総会の議長の変更 ・法改正に基づく字句の修正</p>	<p>平成二十四年六月二十八日</p>

	特定非営利活動法人福山市手をつなぐ親の会	博多 眞祐	広島県福山市昭和町六番二四号	事業を行い、誰でもが安心して住み続けられる地域社会の再生に寄与することを目的とする。	この法人は、知的発達に障害を持つ人たちをはじめとする、さまざまな障害を持つ人たちが、地域の中で、安心して、豊かに暮らすために、福祉、労働、権利擁護などの諸制度の確立、向上を図ることを目的とする。	事業の変更	平成二四年六月二八日
特定非営利活動法人プロム・おのみち	徳永 修	広島県尾道市東尾道一四番地三尾道冷凍工業株式会社内	この法人は、尾道を中心とした地域の観光情報検索システムの運営を担うことを皮切りに、電子情報機器・システム等の普及・啓発・教育活動を行い、尾道をまわること「ユビキタス・ネットワーク」化（情報の遍在化）することに貢献することにより、尾道を中心とした地域の芸術・文化・歴史・観光・公共、さらには商都尾道の復活に寄与する商店街、土産品、イベントなどの電子化されるあらゆる情報コンテンツを収集し、運用することにより、それらの付加価値を高め、この地域にある埋もれた宝（潜在価値）を可視化、遍在化し再創造することによって、日本のみならず世界へ向けて発信し、新しい時代の観光・文化・商工業等の振興を通じ、地域の	法改正に基づく字句の修正	平成二四年六月二八日		

活性化に貢献するこ とを目的とする。